

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国外に居住する米国市民及び税務上の居住者の税務紹介

米国市民又は税務上の居住者であれば、米国内に居住するかにかかわらず、所得税申告書の提出と予定納税の条例は通常同じです。

一般的に、あなたの収入、納税者身分及び年齢は共同してあなたが確定申告書を提出する必要があるかどうかを決定します。通常、あなたの納税者身分に基づき、あなたの全世界収入が下表の相応のしきい値に達する場合、2019年の確定申告書を提出しなければなりません。

納税者身分	金額
65歳未満の独身者	12,200ドル
65歳以上の独身者	13,850ドル
夫婦合算申告、夫婦が両方とも65歳未満	24,400ドル
夫婦合算申告、そのうちの一人が65歳以上	25,700ドル
夫婦合算申告、夫婦が両方とも65歳以上	27,000ドル
夫婦個別申告、年齢制限なし	5ドル
65歳未満の世帯主	18,350ドル
65歳以上の世帯主	20,000ドル
65歳未満の適格寡婦(寡夫)	24,400ドル
65歳以上の適格寡婦(寡夫)	25,700ドル

米国所得税申告書を提出する時に、以下の種類の免除を利用することができるかもしれません。

1. 免除できる海外収入

あなたの納税義務国が他の国家であり、かつあなたはすでに Bona Fide Resident Test または Physical Presence Test を満たす場合、収入から一定額の海外収入の免除を受けられます。

2019年には、最大 105,900ドルの海外収入は免除できます。海外収入は賃金及び給与、コミッション、ボーナス、専門家報酬及びチップスを含みます。免除額は以下の金額の少ない方を超えてはなりません。

- (1) 105,900ドル、または
- (2) 当該課税年度の海外収入から海外住宅費の免除額を差し引いた金額

2. 海外住宅費の控除と免除

海外住宅費の免除は、雇用主から提供された資金で費用を支払う金額にのみ適用されます。当該資金は、雇用主があなたに支払い金額、又は雇用主があなたに代わって支払う・発生する金額を含み、かつ当該資金はあなたの当年の海外収入とされることができます(免除できる海外収入を考慮しない)。

海外住宅費の控除は、自営業者収入で支払う金額にのみ適用されます。海外住宅費の控除額は、あなたの海外収入から以下の両方の合算額を差し引いた金額を超えてはなりません。

- (1) あなたの免除できる海外収入、及び
- (2) あなたの海外住宅費の控除(もしあれば)。

本課税年度内に、あなたは自営業者であり従業員でもある場合を除き、海外住宅費の控除額と免除額を同時に使用することができません。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com